

# 公 告 書

公 告 第 306 号  
平成 31 年 3 月 1 日

## 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条第 2 号の規定に基づく、任意継続被保険者（同法第 3 条第 4 項）の標準報酬月額を、次のとおり定める。

### 記

- 1 平成 30 年 9 月 30 日現在における全被保険者の標準報酬月額の平均額 390,573 円
- 2 上記金額を標準報酬の基礎となる報酬月額と見なしたときの標準報酬月額 第 26 等級 380,000 円
- 3 適用年月日 平成 31 年 4 月 1 日

サンデン健康保険組合  
理 事 長

